

社会福祉法人 子の神福祉会

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この 規程は、社会福祉法人子の神福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員及び評議員が、理事会もしくは評議員会に出席したときは、別表1及び2の報酬表に基づき報酬及び実費弁償費を支払う。

(理事長・常務理事の報酬)

第4条 理事長・常務理事が、法人及び法人が設置運営する事業所(以下「事業所」という。)の業務に従事したときは、「別表3の理事長・常務理事報酬」及び「交通費(実費精算)」を支払う。

但し施設職員として職員給与を支給した場合は理事長・常務理事報酬は支払わない。

2 理事長及び常務理事の報酬は勤務の実態を踏まえ、別表3の理事長・常務理事報酬表に基づき評議員会に諮り決定する。

3 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表4の役員報酬表(以下「別表4」という。)に基づき報酬及び実費弁償費を支払う。

4 役員の報酬総額は、三千万円を限度とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会などの会議に出席したときは、別表1に基づき報酬及び実費弁償を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の運営状況の指導若しくは監査の業務を行った場合は、別表4に基づき役員報酬及び実費弁償費を支払う。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(支給の方法)

第7条 役員及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第8条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が研修又は法人及び事業所の運営業務の為、出張する場合は別表5の出張旅費報酬表に基づき報酬及び旅費を支給する。

2 旅費等は出張終了後支払う事とするが、必要に応じ事前に概算額を支払い、出張終了後精算することが出来る。

(重複支給の防止)

第10条 役員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 役員が、第4条3項又は第5条2項の規定により施設業務に従事し、その同日に開催された理事会又は評議員会に出席した場合、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。

(改正)

第11条 本規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規定は平成28年4月1日より適用する。

この規定は平成29年4月1日より適用する。

この規定は令和5年6月13日より適用する。

この規定は令和7年4月1日より適用する。

この規定は令和8年7月1日より適用する。

(別表1)役員(理事・監事)報酬表

(第3条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席	11, 137円	実費精算

(別表2)評議員報酬表

(第3条関係)

名 称	報 酬	交通費
評議員会出席	11, 137円	実費精算

(別表3)理事長・常務理事報酬表

(第4条関係)

勤務日数	1日あたり 勤務時間	等号級		金額(月額)
週1日勤務	～4H	1等級	1号	103,000
	～5H	1等級	2号	128,750
	～6H	1等級	3号	154,500
	～7H	1等級	4号	180,250
	～8H	1等級	5号	206,000
週2日勤務	～4H	2等級	1号	206,000
	～5H	2等級	2号	257,500
	～6H	2等級	3号	309,000
	～7H	2等級	4号	360,500
	～8H	2等級	5号	412,000
週3日勤務	～4H	3等級	1号	309,000
	～5H	3等級	2号	386,250
	～6H	3等級	3号	463,500
	～7H	3等級	4号	540,750
	～8H	3等級	5号	618,000
週4日勤務	～4H	4等級	1号	412,000
	～5H	4等級	2号	515,000
	～6H	4等級	3号	618,000
	～7H	4等級	4号	721,000
	～8H	4等級	5号	824,000
週5日勤務	～4H	5等級	1号	515,000
	～5H	5等級	2号	643,750
	～6H	5等級	3号	772,500
	～7H	5等級	4号	901,250
	～8H	5等級	5号	1,030,000
通勤交通費	実費精算			

(別表4)役員業務報酬表

(第4・5条関係)

名 称	報 酬(日額)	交通費
業務報酬	16, 705円	実費精算

(別表5)役員及び評議員の出張に関する旅費報酬表

(第9条関係)

旅 費	宿泊費	報 酬(日額)	その他
実費額	1泊20, 000円以下(税抜)	16, 705円	実費額